

2017年4月

公開草案 ED/2017/3

負の補償を伴う期限前償還要素

IFRS第9号の修正案

コメント期限：2017年5月24日

負の補償を伴う期限前償還要素

(IFRS第9号の修正案)

コメント期限：2017年5月24日

Exposure Draft ED/2017/3 *Prepayment Features with Negative Compensation* (Proposed amendments to IFRS 9) is published by the International Accounting Standards Board (the Board) for comment only. The proposals may be modified in the light of any comments received before being issued in final form. Comments need to be received by X May 2017 and should be submitted in writing to the address below or by email to commentletters@ifrs.org or electronically using our ‘Comment on a proposal’ page at: <http://www.ifrs.org/open-to-comment/Pages/International-Accounting-Standards-Board-Open-to-Comment.aspx>

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this and how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS® Foundation (the Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN: 978-1-911040-53-8

Copyright © IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licences@ifrs.org.

Copies of IASB® publications may be obtained from the Foundation’s Publications Department. Please address publications and copyright matters to publications@ifrs.org or visit our webshop at <http://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, the ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘IFRS Taxonomy®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office at 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH.

負の補償を伴う期限前償還要素

(IFRS第9号の修正案)

コメント期限：2017年5月24日

公開草案 ED/2017/3 「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正案)は、国際会計基準審議会(当審議会)がコメントを求めることのために公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、寄せられたコメントに照らして修正されることがある。コメントは、**2017年5月24日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は我々の‘Comment on a proposal’のページ(下記)を用いて電子的に提出されたい。

<http://www.ifrs.org/open-to-comment/Pages/International-Accounting-Standards-Board-Open-to-Comment.aspx>

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト(www.ifrs.org)に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団(当財団)は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害(直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む)に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

コピーライト © IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団に連絡されたい(licences@ifrs.org)。

IASB公表物のコピーは当財団の出版部から入手できる。公表物及び著作権に関する事項については、publications@ifrs.orgに照会するか又は当財団のウェブショップ<http://shop.ifrs.org>を訪問されたい。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、‘IFRS®’ ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘IFRS for SMEs®’ ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘IFRS Taxonomy®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社(会社番号: FC023235)として活動し、主たる事務所を 30 Cannon Street, London, EC4M 6XH に置いている。

目次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	7
[案] IFRS 第9号「金融商品」の修正	9
[案] 他の基準の修正	12
審議会による2017年4月公表の「負の補償を伴う期限前償還要素」 (IFRS 第9号の修正案)の承認	13
公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正案)に関する 結論の根拠	14
代替的見解	22

はじめに

国際会計基準審議会（当審議会）が公表した本公開草案は、IFRS 第9号「金融商品」の修正を提案するものである。これらの修正は、IFRS 第9号が特定の期限前償還可能な金融資産をどのように分類するののかに関する一部の利害関係者の懸念に対処するために設計されている。

2014年7月に、当審議会はIFRS 第9号の完成版を公表した。IFRS 第9号は、金融商品の認識及び測定に関する要求事項を示している。これはIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるものであり、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められている。

IFRS 第9号が公表された後に、IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）は、特定の期限前償還可能な金融資産についてIFRS 第9号を適用してどのように分類すべきかを質問した要望書を受け取った。具体的には、この要望書は、負債性金融商品の契約条件が、債務者が当該金融商品を可変的な金額で期限前償還することを認めていて、その金額（当該金融商品の現在の公正価値や、現在の市場金利で割り引いた残りの契約上のキャッシュ・フローを反映した金額など）が元本及び利息の未払金額より多い可能性も少ない可能性もある場合に、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであると言えるかどうかを質問していた。このような契約上の期限前償還要素の結果として、融資者は元本及び利息の未払金額よりも大幅に少ない期限前償還金額を受け入れることを強制される可能性がある。このような期限前償還金額には、債務者が契約の早期解約を選択した場合でも、実質上、融資者から債務者への支払（債務者から融資者への補償ではなく）を反映した金額が含まれることになる。IFRS 第9号を適用すると、そうした契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払のみではなく、したがって当該金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されることになる。しかし、解釈指針委員会メンバーは当審議会に、償却原価測定を使用することがこうした期限前償還要素を有する特定の金融資産に関して有用な情報を提供する可能性があるのかどうか、また、その場合に、IFRS 第9号の要求事項をこの点について変更すべきなのかどうか検討するよう提案した。

解釈指針委員会の提言並びに銀行及び銀行の代表団体が解釈指針委員会の議論に対して示した同様の懸念に照らして、当審議会は、他の点では元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有することになるが、期限前償還要素のみによって当該条件を満たさない特定の金融資産について、IFRS 第9号の狭い範囲の例外を提案することを決定した。この提案を適用すると、そうした金融資産の一部は、特定の条件を満たし、保有されている事業モデルの評価によっては、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となる。

IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の「デュー・プロセス・ハンドブック」は、論点の範囲が狭く緊急性がある場合には標準の最短期間である120日より短いコメント期間を認めている。当審議会は、本公開草案における提案は、（特定の期限前償還可能な金融資産を保有している企業にしか影響を与えないので）範囲が狭く、かつ、（これらの提案から生じるIFRS 第9号の修正がIFRS 第9号の発効日の前に最終確定されれば多大な便益があるので）緊急性があると考えている。このため、デュー・プロセス監督委員会からの承認により、当審議会は本公開草案のコメント期間を30日に設定した。

次のステップ

当審議会は、提案に対して寄せられるコメントを検討し、IFRS 第9号の修正案を進めるべきかどうかを決定する。当審議会は、これによるIFRS 第9号の修正を2017年内にできるだけ早く完了させるつもりである。

コメント募集

当審議会は、本公開草案における提案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 当審議会が考慮すべき代替案があれば、それを含んでいる。

当審議会は、本公開草案で扱っていない事項についてはコメントを求めている。

コメントは **2017 年 5 月 24 日** までに到着するよう文書で提出されたい。

コメント提出者への質問

質問 1 — 示された懸念への対処

BC3 項から BC6 項は、特定の期限前償還要素を有する金融資産に IFRS 第 9 号を適用した場合の分類に関して示された懸念を記述している。本公開草案における提案は、これらの懸念に対処するように設計されている。

当審議会がこれらの懸念への対処を図るべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 2 — 提案された例外

本公開草案は、他の点では元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有することになるが、期限前償還要素のみによって当該条件を満たさない特定の金融資産について、IFRS 第 9 号の狭い範囲の例外を提案している。具体的には、そうした金融資産の一部は、下記の 2 つの条件を満たす場合、保有されている事業モデルの評価によっては、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となる。

- (a) 期限前償還金額が IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する（又は他の方法で早期の解約を生じさせる）当事者が、それに対して合理的な追加の補償を **受け取る** 可能性があることのみである。
- (b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

これらの条件に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、その代わりにどのような条件を提案するか、また、その理由は何か。

質問3 — 発効日

BC25 項から BC26 項に示した理由で、本公開草案は、この例外の発効日を IFRS 第9号の発効日と同じ（すなわち、2018年1月1日以後開始する事業年度で、早期適用を認める）とすることを提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案した発効日に同意しない場合には、その代わりにどのような日付を提案するか、また、その理由は何か。特に、（早期適用は認めるとして）より遅い発効日の方が適切と考えるか、また、その場合の理由は何か。

質問4 — 経過措置

BC27 項から BC28 項に示した理由で、本公開草案は、この例外を遡及適用することを提案し、それが実務上不可能である場合には具体的な経過措置を適用することを提案している。

(a) この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

BC30 項から BC31 項に記述しているとおり、本公開草案は、この例外を適用する前に IFRS 第9号を適用する企業について、具体的な経過措置を提案していない。

(b) 本公開草案に示した修正を適用する前に IFRS 第9号を適用する企業について具体的に対処する必要がある追加的な移行上の考慮事項があると考えるか。その場合、その考慮事項はどのようなものか。

コメントの方法

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

電子的に ‘Comment on a proposal page’ (go.ifrs.org/comment にある) にアクセス
(推奨している方法)

電子メール 電子メールでのコメントの送付先: commentletters@ifrs.org

郵送 IFRS Foundation
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とするが、そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第9号「金融商品」の修正

7.1.7 項及び7.2.5A 項を追加する。新規の文言に下線を付している。

第7章 発効日及び経過措置

7.1 発効日

...

7.1.7 [日付] 公表の [案]「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正) により、7.2.5A 項及び B4.1.12A 項が追加された。企業は当該修正を2018年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

7.2 経過措置

...

分類及び測定に関する経過措置（第4章及び第5章）

...

7.2.5A 適用開始日（又は企業がB4.1.12A項を最初に適用する日の方が遅い場合には、その日）において、期限前償還要素の公正価値がB4.1.12A項(b)に従って僅少なかどうかを、企業が当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて評価することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合には、企業は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性を、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて、B4.1.12A項における期限前償還要素を考慮に入れずに評価しなければならない（IFRS第7号の第42T項も参照）。

付録Bにおいて、B4.1.12A項を追加する。B4.1.10項、B4.1.11項及びB4.1.12項は修正していないが、参照の便宜のため記載している。新規の文言に下線を付している。

分類（第4章）

金融資産の分類（セクション4.1）

…

元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー

…

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件

B4.1.10 ある金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいる場合（例えば、当該資産が満期前に返済可能である場合や期間が延長可能である場合）には、企業は、その契約条件により当該金融商品の存続期間にわたり発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを判定しなければならない。この判定を行うために、企業は、契約上のキャッシュ・フローの変化の前後両方において発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フローを評価しなければならない。また、企業は契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる偶発的事象（すなわち、トリガー）の性質も評価する必要があるかもしれない。偶発的事象の性質自体は、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを評価する際の決定的要因ではないが、指標となる可能性がある。例えば、債務者が特定の回数 of 支払を履行しない場合により高い金利に改定される金融商品を、特定の株価指数が一定の水準に達した場合により高い金利に改定される金融商品と比較してみる。前者の場合の方が、当該金融商品の存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみである可能性が高い。支払の不履行と信用リスクの増大との間に関係があるからである（B4.1.18項も参照）。

B4.1.11 以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じる契約条件の例である。

- (a) 貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク（信用リスクに対する対価は、当初認識時にだけ決定されて固定されている場合がある）並びに他の基本的な融資リスク及びコストに対する対価と利益マージンで構成される変動金利
- (b) 発行者（すなわち、債務者）が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者（すなわち、債権者）が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額（これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある）を表しているもの
- (c) 発行者又は保有者が負債性金融商品の契約期間を延長することを認める契約条件（すなわち、延長オプション）で、当該延長オプションの条件により延長期間中の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息のみ（これには、契約の延長に対し

負の補償を伴う期限前償還要素

ての合理的な追加の補償が含まれる場合がある) となるもの

B4.1.12 B4.1.10項にかかわらず、他の点では4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)の条件を満たすが、発行者が負債性金融商品を期限前償還すること又は保有者が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている(又は要求している)契約条件があるため当該条件を満たさない金融資産は、以下のすべてに該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格である(4.1.2項(a)又は4.1.2A項(a)の条件を満たすことが条件となる)。

- (a) 企業が当該金融資産の取得又は組成を契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行う。
- (b) 返済金額が、実質的に契約上の額面及び契約上の発生した(しかし未払の)利息(これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある)を表している。
- (c) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

B4.1.12A B4.1.10項にかかわらず、他の点では4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)の条件を満たすが、発行者が負債性金融商品を期限前償還することを認めている(若しくは要求している)か又は保有者が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている(若しくは要求している)契約条件のみによって条件を満たさない金融資産は、次の両方に該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格である(4.1.2項(a)の条件又は4.1.2A項(a)の条件を満たすことが条件となる)。

- (a) 期限前償還金額が B4.1.11 項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する(又は他の方法で早期の解約を生じさせる)当事者が、それに対して合理的な追加の補償を受け取る可能性があることのみである。
- (b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

[案] 他の基準の修正

当審議会は、IFRS第9号の修正案を最終確定する場合には、下記の修正を行う予定である。

基準	修正の記述
IFRS第7号「金融商品：開示」	<p>IFRS第7号に追加的な開示要求を次のように追加する。</p> <p>42T IFRS第9号の7.2.5A項に従って、適用開始日（又は企業がB4.1.12A項を最初に適用する日の方が遅い場合には、その日）において、期限前償還要素の公正価値がIFRS第9号のB4.1.12A項(b)に従って僅少なかどうかを、企業が当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて評価することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合には、企業は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性を、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて、IFRS第9号のB4.1.12A項における期限前償還要素を考慮に入れずに評価しなければならない。企業は、契約上のキャッシュ・フロー特性が、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいてIFRS第9号のB4.1.12A項における期限前償還要素を考慮に入れずに評価された金融資産の報告日現在の帳簿価額を、当該金融資産の認識の中止が行われるまで開示しなければならない。</p>
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	<p>IFRS第1号に1つの項を次のように追加する。</p> <p>B8BA IFRS第9号のB4.1.12A項(b)に従って、期限前償還要素の公正価値が僅少なかどうかをIFRS基準への移行日現在で存在する事実及び状況に基づいて評価することが実務上不可能である場合には、企業は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性を、IFRS基準への移行日現在で存在していた事実及び状況に基づいて、IFRS第9号のB4.1.12A項における期限前償還要素を考慮に入れずに評価しなければならない。（この場合、企業は、IFRS第7号の第42T項も適用しなければならないが、「IFRS第9号の7.2.5A項」への言及は、本項を意味するものと読み替え、また、「当該金融資産の当初認識時」への言及は、「IFRS基準への移行日現在」を意味するものと読み替えなければならない。）</p>

審議会による2017年4月公表の「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号の修正案)の承認

公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号の修正案)は、国際会計基準審議会の13名のメンバーのうち11名により公表が承認された。カブレック氏は公表に反対票を投じた。彼の代替的見解は、本公開草案に関する結論の根拠の後に示している。トーマス・スコット氏は、当審議会への就任が最近であるため棄権した。

ハンス・フーガーホースト

議長

スザンヌ・ロイド

副議長

スティーブン・クーパー

マルティン・エーデルマン

フランソワーズ・フローレス

アマロ・ルイズ・デ・オリベイラ・ゴメス

ゲイリー・カブレック

鷺地 隆継

ダレル・スコット

トーマス・スコット

徐 正雨

メアリー・トーカー

張 為国

公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号の修正案)に関する結論の根拠

この結論の根拠は、修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

背景

- BC1 この結論の根拠は、公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」における修正案を開発した際の国際会計基準審議会 (IASB) の検討事項を要約している。個々の IASB メンバーにより、諸要因への重点の置き方は異なっていた。
- BC2 2014年7月に、IASBはIFRS第9号の完成版を公表した。IFRS第9号は、金融商品の認識及び測定に関する要求事項を示している。これはIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるものであり、2018年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められている。
- BC3 IFRS第9号の公表後に、IFRS解釈指針委員会(解釈指針委員会)は、特定の期限前償還可能な金融資産についてIFRS第9号を適用してどのように分類すべきかを質問した要望書を受け取った。具体的には、この要望書は、負債性金融商品の契約条件が、債務者が当該金融商品を可変的な金額で期限前償還することを認めていて、その金額が元本及び利息の未払金額より多い可能性も少ない可能性もある(当該金融商品の現在の公正価値や、現在の市場金利で割り引いた残りの契約上のキャッシュ・フローなど)場合に、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであると言えるかどうかを質問していた。
- BC4 IFRS第9号のB4.1.11項(b)は、当該基準のB4.1.10項の要求事項が、契約の早期解約を認める契約条件にどのように適用されるのかを示しており、具体的には、元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じさせる契約条件を記述している。B4.1.11項(b)は、発行者(すなわち、債務者)が負債性金融商品を期限前償還することを認めるか又は保有者(すなわち、融資者)が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認める契約条件は、期限前償還金額が実質的に元本及び利息の未払金額(これには、契約の早期解約に対する合理的な追加の補償が含まれる場合がある)を表している場合にのみ、元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じると述べている。したがって、同項は、期限前償還可能な金融資産は、契約を解約するオプションの行使を選択する当事者が、当該選択を受け入れなければならない当事者に補償を行う(すなわち、期限前償還ペナルティを支払う)場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適切となる可能性がある」と説明している。
- BC5 しかし、解釈指針委員会への要望書に記述された期限前償還オプションは、債務者が負債性金融商品の期限前償還を選択する場合でも、実質上、債務者**からの**補償ではなく、債務者**への**支払を反映した金額を含んだ期限前償還金額を融資者が受け入れることを強制する可能性がある。契約の解約を選択する当事者が(金額を**支払う**のではなく)金額を**受け取る**という結果は、IFRS第9号のB4.1.11項(b)に合致しない。具体的には、IFRS第9号で使用されている「契約の早期解約に対する合理的な追加の**補償**」という考え方に合致せず、この結論の根拠では、このような結果は「負の補償」と呼ばれている。したがって、要望書に記述された金融商品は、元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有さず、当該金融商品はIFRS第9号を適用して純損益を通じて公正価値で測定されることになる。

負の補償を伴う期限前償還要素

- BC6 それにもかかわらず、解釈指針委員会のメンバーは、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する特定の金融資産に関して、償却原価測定¹が有用な情報を提供し得るかどうかが、及び、その場合に IFRS 第 9 号の要求事項をこの点で変更すべきかどうかを IASB が検討するよう提案した。ただし、解釈指針委員会は、償却原価測定がそのような期限前償還可能な金融資産のすべてについて適切となるわけではなく、該当する母集団を定義することが困難である可能性があることを承知していた。

特定の期限前償還要素についての IFRS 第 9 号の修正案

- BC7 解釈指針委員会の提言並びに銀行及び銀行の代表団体が解釈指針委員会の議論に対して示した同様の懸念に照らして、IASB は、金融資産の分類及び測定に関する IFRS 第 9 号の要求事項に対する狭い範囲の例外を提案することを決定した。この例外は、他の点では IFRS 第 9 号の 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b)の条件を適用して元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有することになるが、期限前償還要素のみによって当該条件を満たさない特定の金融資産に適用される。具体的には、本公開草案は、このような金融資産は、次の両方に該当する場合には、保有されている事業モデルの評価によっては、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となると提案している。
- (a) 期限前償還金額が B4.1.11 項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する（又は他の方法で早期の解約を生じさせる）当事者が、それに対して合理的な追加の補償を**受け取る**可能性があることのみである（BC9 項から BC19 項）。
 - (b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である（BC20 項から BC24 項）。
- BC8 IASB は、IFRS 第 9 号を導入する間に識別された論点に対応する予定であると述べており、本公開草案の提案はその約束と整合的である。しかし、IASB は、提案している例外は IFRS 第 9 号に複雑性を加えるものであり、IFRS 第 9 号の発効日が間近に迫っていることを考えると、一部の企業の導入活動を混乱させる可能性があることを承知している。したがって、提案している適格要件は、例外の範囲が狭いものとなり、期限前償還可能な金融資産のうち償却原価が財務諸表利用者に有用な情報を提供する可能性がある特定の母集団を対象としたものであることを確保することを意図している。IASB は、こうした精密な範囲が、IFRS 第 9 号を開発する間に入念に審議された金融資産の分類及び測定に関する原則を損なわずに明確なままにしておくために必要であることに留意している。さらに、範囲を狭くすることにより、IFRS 第 9 号の発効日が間近なことを踏まえた修正の適時の完成が容易になる。

第 1 の適格要件 — 期限前償還金額

- BC9 IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項を支えている IASB の見解は、償却原価は特定の状況において特定の金融資産に関する有用な情報を提供するというものである。これは、そうした状況におけるそれらの資産に関しては、償却原価が将来キャッシュ・フローの金額、

¹ この結論の根拠では、償却原価測定の議論は、償却原価で測定する区分とその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の両方に関連がある。これは、後者については、資産が財政状態計算書では公正価値で測定され、純損益において償却原価情報が提供されるからである。金融資産が償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値で測定されるのは、それぞれ 4.1.2 項又は 4.1.2A 項における両方の条件が満たされる場合のみである。本公開草案で提案している例外は、4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b)の条件のみを扱っている。したがって、この結論の根拠は、事業モデルに関する 4.1.2 項(a)及び 4.1.2A 項(a)の条件を扱っておらず、資産は該当する事業モデルにおいて保有されていると仮定している。

時期及び不確実性を反映する情報を提供するからである。償却原価は実効金利法を用いて計算されるが、これは、金利を実効金利を用いて関連する期間にわたり配分する比較的単純な測定技法である。

- BC10 資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するという IFRS 第 9 号の要求事項の目的は、実効金利法が有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IFRS 第 9 号に関する結論の根拠で述べているように、IASB は、実効金利法は、元本及び利息を表す単純なキャッシュ・フローを有する金融商品についてのみ適切であると考えている。より複雑なキャッシュ・フローは、報告される財務情報が財務諸表利用者に有用となるように、契約上のキャッシュ・フローへの評価上書き（すなわち、公正価値）を必要とする。
- BC11 本公開草案における提案を開発した際に、IASB は、BC9 項から BC10 項に記述した原則を維持することが極めて重要であることに留意した。したがって、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する金融資産を償却原価で測定するという提案をする場合には、実効金利法が財務諸表利用者に有用な情報を提供するものに限定しなければならない。このため、第 1 の適格要件（本公開草案の B4.1.12A 項(a)に示している）は、IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)で扱っているキャッシュ・フロー金額と異なる契約上のキャッシュ・フローを取り込まない期限前償還要素を識別することを目的としている。
- BC12 IASB は、IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)が、債務者**又は**融資者のいずれかが契約を早期に解約して、他方が当該選択を受け入れなければならないことに対して補償することを選択することを認める契約条件に対応していることに留意した。言い換えると、同項は次のことを認めている。
- (a) **債務者**が契約を早期に解約することを選択する場合には、債務者は当該選択を受け入れなければならないことに対して融資者に補償することが要求される可能性があり、その結果、期限前償還金額が元本及び利息の未払金額**よりも多くなる**可能性がある。
- (b) **融資者**が契約を早期に解約することを選択する場合には、融資者は当該選択を受け入れなければならないことに対して債務者に補償することが要求される可能性があり、その結果、期限前償還金額が元本及び利息の未払金額**よりも少なくなる**可能性がある。
- BC13 したがって、IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)における契約の早期解約に対する合理的な追加の補償という既存の考え方は、どちらの当事者が契約を早期に解約することを選択するのかに応じて、元本及び利息の未払金額よりも多いか又は少ない期限前償還金額を対象としている。このような金融資産を当初認識時に償却原価で測定するために実効金利法を適用するにあたり、企業は、将来キャッシュ・フローを見積って実効金利を決定する際に、こうした期限前償還要素を考慮する。その後、償却原価で測定するすべての金融資産の取扱いと整合的に、企業は IFRS 第 9 号の B5.4.6 項を適用し、契約上のキャッシュ・フローの見積りを改訂する場合（期限前償還要素の行使に関する改訂を含む）には、当該金融資産の総額での帳簿価額を修正するためのキャッチアップ修正を行う。
- BC14 同様に、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する金融資産について、期限前償還金額が元本及び利息の未払金額よりも多く又は少なくなる可能性がある。しかし、前述のように、相違点は、こうした期限前償還要素は、契約の早期解約を発動した当事者が、実質的に、他方の当事者**への**補償を支払うのではなく、他方の当事者**から**金額を受け取るという結果となる可能性があることである。その相違点を例示するため、IASB は、本公開草案における提案の開発中に、次のような 2 つの金融商品を考慮した。

負の補償を伴う期限前償還要素

- (a) **資産 A** は、契約上の要素が IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)に合致する期限前償還可能な金融資産である。具体的には、債務者と融資者の両方が、資産 A を満期前に解約するオプションを有している。オプションを行使する当事者は、資産 A が当初認識された以後の関連する市場金利の変動の影響について他方の当事者に補償しなければならない。したがって、債務者が資産 A を期限前償還することを決定し、関連する市場金利が下落している場合には、債務者は融資者に対し、失われる金利収益の現在価値を補償しなければならない。この金額は、融資者が資産 A の残りの契約期間にわたり同様の契約に再投資する場合に低い利回りを受け取ることに對して融資者に補償するものとなる。債務者が期限前償還することを決定し、関連する市場金利が上昇している（又は同じままである）場合には、支払うべき追加的な補償はない。同様に、融資者が資産 A を債務者に売り戻すことを決定し、関連する市場金利が上昇している場合には、融資者は当該変更の影響について債務者に補償しなければならない。この金額は、債務者が資産 A の残りの契約期間にわたり同様の契約を行う場合に高い金利を支払わなければならないことに對して債務者に補償するものとなる。融資者が早期解約することを決定し、関連する市場金利が下落している（又は同じままである）場合には、支払うべき追加的な補償はない。
- (b) **資産 B** は、「負の補償」を生じる可能性があり、したがって IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)に合致しないと IASB が結論を下したという点を除き、資産 A と同じである。具体的には、追加的な「補償」金額は、どちらの当事者が資産 B の解約を選択するのかには左右されず、関連する市場金利の増減のみに依存する。その結果、債務者又は融資者は、たとえ自らが契約を早期に解約するオプションの行使を選択した当事者であっても、金額を受け取る可能性がある。すなわち、資産 B が（**いずれかの**当事者によって）早期に解約され、関連する市場金利が資産 B の当初認識以降に下落している場合には、融資者は実質的に、資産 B の残り期間にわたり失われる金利収益の現在価値を表す金額を受け取ることになる。同様に、契約が（**いずれかの**当事者によって）早期に解約され、関連する市場金利が上昇している場合には、債務者は実質的に、資産 B の残り期間にわたる金利の変動の影響を表す金額を受け取ることになる。

BC15 資産 B は、資産 A から生じる可能性のあるキャッシュ・フロー金額と異なる契約上のキャッシュ・フローを取り込むものではない。すべての場合において、期限前償還金額は、元本及び利息の未払金額に、関連する市場金利の変動の影響を反映する金額を加算（又は減算）した金額を反映するからである。しかし、資産 B は、「補償」金額が生じる可能性のある**状況**を変更している。すなわち、資産 B は、契約の早期解約について、合理的な追加の補償又は合理的な「負の補償」のいずれかを生じる可能性がある。その結果、償却原価を適用すると、融資者が契約上のキャッシュ・フローの見積りの改訂を反映するキャッチアップ修正（融資者が投資を回収できない方法で契約を決済することを強制される状況を反映するための修正を含む）を行うことを要求される可能性の方が高い。IASB は、そうした総額での帳簿価額の修正は、償却原価測定（修正がなければ、関連する期間にわたり利息を配分するために単純に実効金利を使用する）の有用性を低下させる可能性がある。これらのキャッチアップ修正については BC21 項で詳細に論じている。

BC16 IASB は、資産 B で記述したような期限前償還要素の目的は、各当事者が「損失補償される (made whole)」ようにすることであると理解している。すなわち、契約の早期解約にかかわらず、当事者が資産 B の残りの期間にわたり資産 B と同様の新たな契約を行った場合に、資産 B について当初に合意した契約上の金利を、融資者は最終的に受け取り、債務者は最終的に支払うことになる。利害関係者は IASB に、このような期限前償還要素は、他の点では

「プレーン・バニラ」である特定の種類の融資金融商品（企業向けローンや個人向けの住宅ローンなど）において一般的であり、このような資産を償却原価で測定して正味金利マージンなどの主要指標に含めることで、当該金融資産の運用成績に関する最も有用な情報が財務諸表利用者に提供されると述べた。IASB はこれらの見解を承知している。

- BC17 IASB は、計算を行うという観点から、実効金利法、したがって償却原価測定を、資産 B のような期限前償還可能な金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローに適用できると考えている。さらに、IASB は、契約の早期解約を選択する（又は他の方法で早期解約を生じさせる）当事者がそれに対して合理的な追加の補償を**受け取る**可能性があるという点を除き、期限前償還金額がすべての点で B4.1.11 項(b)に合致している金融資産に関して、償却原価測定が財務諸表利用者に有用な情報を提供する可能性があると考えている。前述のように、このような期限前償還要素は、IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)が扱っているキャッシュ・フロー金額と異なる契約上のキャッシュ・フロー金額を取り込むものではない。したがって、本公開草案の B4.1.12A 項(a)で提案している条件は、契約の早期解約を選択した（又は他の方法で早期解約を生じさせた）当事者であってもこうした金額を受け取る可能性があるという点を**除いては**、B4.1.11 項(b)で扱われていた期限前償還要素を対象としている。
- BC18 しかし、IASB は、実効金利法、したがって償却原価測定は、期限前償還金額が BC7 項(a)に記述した理由以外で B4.1.11 項(b)に合致しない場合には、不適切であることに留意している。例えば、IASB は、金融資産の中には現在の公正価値で期限前償還されるものがあり、一部の利害関係者が、そうした期限前償還可能な金融資産も償却原価測定に適格とすべきであるという見解を示していることを承知している。IASB は、このような期限前償還金額が B4.1.11 項(b)に合致しないのは、「負の補償」を生じる可能性があるからというだけでなく、当該金額が保有者を当該金融商品の公正価値の変動に晒しており、そうしたエクスポージャーから生じる契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみではないからでもあると結論を下した。当審議会は、公正価値の金額は**契約の早期解約に対しての**合理的な補償ではないと結論を下した。したがって、IASB は、償却原価測定は、現在の公正価値で期限前償還される金融資産に関して有用な情報を提供しないことから、そのような金融資産は本公開草案の B4.1.12A 項(a)で提案している条件を満たさないと考えている。むしろ当該金融商品は純損益を通じて公正価値で測定されることになる。IASB は、この結果は IFRS 第 9 号の全体的構造（金融資産の契約条件が単純な契約上のキャッシュ・フローを生じさせ、当該資産が当該契約上のキャッシュ・フローの回収をその目的において不可欠とする事業モデルの中で保有される場合にのみ、当該資産を償却原価で測定する）と整合的であることに留意した。金融資産が元本及び利息の支払のみよりも複雑なキャッシュ・フローを有している場合、又は、当該資産が資産の公正価値を売却を通じて実現することを目的とした事業モデルの中で保有されている場合には、当審議会は、償却原価は有用な情報を提供しないと結論を下した。関連するヘッジ手段を解約するための公正価値コストを含む金額で期限前償還可能な金融資産についても、その期限前償還金額が保有者を元本及び利息の支払のみではない契約上のキャッシュ・フローを生じる可能性のある要因に晒すことにより B4.1.11 項(b)に合致しない場合には、同じ結論が当てはまることになる。
- BC19 また、当審議会は、金融資産が IFRS 第 9 号の B4.1.12 項に示された例外の条件と本公開草案の B4.1.12A 項で提案した例外の条件の両方を満たすことはできないと結論を下した。これらの例外の条件は互いに排他的である。B4.1.12 項(b)に示された期限前償還金額が B4.1.12A 項(a)に示された期限前償還金額と異なるからである。具体的には、B4.1.12 項が適用されるのは、企業が金融資産を契約上の額面金額に対してプレミアム付きで又はディス

負の補償を伴う期限前償還要素

カウントして取得又は組成する（すなわち、元本金額が額面金額よりも多い（プレミアムの場合）か又は少ない（ディスカウントの場合））が、当該金融資産が額面金額に発生済みの（しかし未払の）契約上の金利を加算した金額で期限前償還される可能性がある場合である。この期限前償還金額は、「負の補償」を生じる可能性があること**以外**の理由で B4.1.11 項(b)に合致しないため、B4.1.12A 項(a)で提案されている条件を満たさない。すなわち、B4.1.12 項(b)に示された期限前償還金額は、**契約上の額面金額**と発生済みの（しかし未払の）**契約上の金利**であり、**元本及び利息**の未払金額ではない。したがって、例えば、金融資産が契約上の額面金額から大幅に割引いて取得される（すなわち、元本金額が額面金額より著しく低い）が、当該資産がいつでも契約上の額面金額に発生済みの（しかし未払の）契約上の金利を加算した金額で期限前償還することができ、**かつ**、その期限前償還金額が「負の補償」を含んでいる場合には、当該金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されることになる。

第 2 の適格要件 — 期限前償還要素の公正価値

- BC20 IASB は、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する一部の金融資産に実効金利法を使用できると考えているが、そのような期限前償還可能な金融資産を償却原価で測定することは、IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項に対する例外となると結論を下した。そのような契約上の期限前償還要素は、基本的な融資の取決めと整合的ではない。これは、融資者が元本及び利息の未払金額を大きく下回る期限前償還金額を受け入れることを強制される可能性があり、その結果、当該資産の信用度以外の理由で投資を回収しないこととなるからである。同様に、債務者は、負っている元本及び利息の未払金額を大きく上回る金額を融資者に期限前償還することを強制される可能性がある。
- BC21 さらに、BC15 項で述べたように、本公開草案の B4.1.12A 項(a)で提案している条件を満たす期限前償還可能な金融資産は、IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)で現在扱われているキャッシュ・フロー金額と異なる契約上のキャッシュ・フロー金額を取り込むものではないが、そうした資産は、そうした契約上の「補償」金額が生じる可能性のある**状況**を変更する（より具体的には、**頻度を増加させる**）。したがって、融資者が期限前償還要素の行使に関連した契約上のキャッシュ・フローの見積りの改訂を反映するために、IFRS 第 9 号の B5.4.6 項を適用してキャッチアップ修正を行うことを要求される可能性が高くなる。IASB はこのような修正が、償却原価で測定されるすべての金融商品（IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)に示されている資産を含む）についてすでに要求されていることを承知しているが、提案している例外がそうした修正の頻度を著しく増大させるのであれば不適切であろうと IASB は考えている。これは、総額での帳簿価額の頻繁な上方修正と下方修正を認識することは、実効金利法（利息を実効金利を用いて関連期間に配分する比較的単純な測定技法である）の目的と一般的に矛盾するからである。総額での帳簿価額のより頻繁な修正を認識することは、こうした単純な測定技法を用いて計算される利息金額の有用性を低下させる可能性があり、したがって、公正価値測定の方が有用な情報を提供するという示唆となる可能性がある。
- BC22 したがって、IASB は、提案している例外の範囲を十分に狭くし、実効金利法が有用な情報を提供できる金融資産の母集団を超えて償却原価測定が拡大されないようにするために、第 2 の適格要件を提案している。この目的を達成するため、本公開草案の B4.1.12A 項(b)で提案している条件は、例外に適格となるためには、企業が当該金融資産を当初認識する時点で期限前償還要素の公正価値が僅少であることを要求している。IASB は、この条件は、提案している例外の範囲を限定して、期限前償還が（したがって「負の補償」も）生じる可能性が低い場合にのみ金融資産が償却原価での測定に適格となるようにするための単純明快な方法であると考えている。

- BC23 金融資産が現在の公正価値で期限前償還可能である場合には、期限前償還の確率に関係なく、期限前償還要素の公正価値は僅少である可能性が高い。しかし、BC18項で論じたように、その期限前償還金額は、本公開草案のB4.1.12A項(a)で提案している条件を満たさないことになる。公正価値金額は契約の早期解約に対しての合理的な補償ではないからである。本公開草案で提案している例外は、両方の条件を満たす期限前償還可能な金融資産のみに適用されるので、現在の公正価値で期限前償還される金融資産には適用されない。当該金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定されることになる。
- BC24 一部の利害関係者は、期限前償還要素が関連する市場金利の変動についてのみ契約の当事者に補償する場合（例えば、BC14項の資産A及び資産Bに記述した期限前償還要素の場合）には、その期限前償還要素も、期限前償還の確率に関係なく、公正価値が僅少であろうという見解を示した。しかし、IASBは、そのような期限前償還金額は、当該金融商品の現在の公正価値と同額の期限前償還金額（BC23項で前述）とは異なることに留意した。公正価値の他の要因の変動ではなく、金利の部分のみの変動（例えば、ベンチマーク金利の変動）に対する補償を反映するものだからである。したがって、このような期限前償還要素は、その期限前償還が生じない可能性が低い場合を除き、公正価値が僅少とは言えない可能性がある。

発効日

- BC25 本公開草案は、本修正の発効日をIFRS第9号の発効日と同じことを提案している。すなわち、2018年1月1日以後開始する事業年度である。企業はIFRS第9号を早期適用する場合には本修正を早期適用することが認められることになる。IASBは、提案している例外の影響を考慮に入れて企業がIFRS第9号の適用を開始すれば、大きな便益があると考えている。具体的には、IASBは、企業がこの例外なしでIFRS第9号の適用を開始してから、この例外を後日に適用する際に一部の期限前償還可能な金融資産の分類及び測定を変更することを要求されるというのは、非効率で負担が大きくなるであろうと考えている。同様に、これは財務諸表利用者の混乱を生じるものとなる。
- BC26 しかし、IASBは、多くの企業がIFRS第9号の導入を進めており、IFRS第9号の発効日の前にこれらの修正の影響を決定するための十分な時間がないかもしれないことを承知している。さらに、IASBは、一部の法域では翻訳及びエンドースメント活動のための時間が必要となり、提案している発効日では十分な時間が提供されない可能性があることを承知している。したがって、IASBは、発効日をこれより遅くして早期適用を認める方が適切かどうかに関するフィードバックを求めている。

経過措置

- BC27 金融資産の契約条件が元本及び利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせるのかどうかの評価に関するIFRS第9号の既存の経過措置と整合的に、本公開草案は本修正を遡及適用することを提案している。したがって、企業は、期限前償還可能な金融資産が本公開草案のB4.1.12A項に示した条件を満たすかどうか（期限前償還要素の公正価値が僅少かどうかを含む）を、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて判定することが必要となる。
- BC28 IASBは、企業は大半の場合に、要求される公正価値の情報を有しているであろうと考えている。当該情報がIAS第39号の組込デリバティブの要求事項を適用するために要求される

負の補償を伴う期限前償還要素

からである。しかし、期限前償還要素の公正価値が当初認識日において僅少だったのかどうかを企業が判定することは、当該金融資産に IAS 第 39 号を適用して公正価値オプションの対象として指定していた場合には、実務上不可能かもしれない。したがって、本公開草案は、企業が当該判定を当該資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて行うことが実務上不可能である場合には、企業は当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を、本公開草案で示している例外の提案を考慮に入れずに評価しなければならないと提案している。この提案は、いくつかの他の契約上の要素の評価に関する IFRS 第 9 号の既存の経過措置と類似している (IFRS 第 9 号の 7.2.4 項及び 7.2.5 項参照)。

- BC29 本公開草案は、企業が BC28 項に記述した経過措置を適用する (したがって、契約上のキャッシュ・フローの評価を、提案している例外を**考慮に入れずに**行う) 状況において、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に開示要求を追加することを提案している。このような状況において、企業はそれらの金融資産の認識の中止が行われるまでそれらの帳簿価額を開示する。同じ開示要求が、いくつかの他の契約上の要素の評価に関する IFRS 第 9 号の既存の経過措置に付属している (IFRS 第 7 号の第 42R 項から第 42S 項参照)。IASB は、この開示は企業が IFRS 第 9 号への移行にあたり、特定の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性をどのように評価したのか (すなわち、企業が IFRS 第 9 号の 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b)の条件を評価した際に、本公開草案における例外を適用したかどうか) に関する有用な情報を提供することになり、したがって、企業間及び単一企業の期間ごとの両方の比較可能性を増進させると考えている。

本修正を適用する前に IFRS 第 9 号を適用する企業

- BC30 BC25 項で述べたように、本公開草案は本修正の発効日を IFRS 第 9 号の発効日と同じとすることを提案している。その結果、大半の企業は、提案している例外の影響を考慮に入れて IFRS 第 9 号の適用を開始することになる。こうした企業は、IFRS 第 9 号のセクション 7.2 の経過措置及び救済措置のすべて (本公開草案の 7.2.5A 項の規定を含む) を同時に適用することになる。
- BC31 しかし、一部の企業はすでに IFRS 第 9 号を早期適用しており、したがって、この修正案を IFRS 第 9 号の適用開始とは別個に (すなわち、その後) に適用することになる。こうした企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の変更に関する要求事項及び本公開草案の 7.2.5A 項で提案している規定に従った上で、この例外を遡及適用することになる。IFRS 第 9 号のセクション 7.2 における他の経過措置及び救済措置は、企業がこの修正を適用する際には適用されない。これは、IFRS 第 9 号の 7.2.27 項に示しているように、企業は IFRS 第 9 号の経過措置のそれぞれを一度しか適用しないからである。IASB は、IFRS 第 9 号の適用後にこの修正案を適用することとなる企業に固有の追加的な移行上の考慮事項があるかどうかに関するフィードバックを求めている。本修正の発効日を IFRS 第 9 号の発効日より遅くする場合 (BC26 項に記述) には、そうした追加的な経過措置はより大きな母集団に関連することとなる。

IFRS 第 9 号の初度適用企業

- BC32 BC27 項から BC29 項に記述した経過措置及び開示の提案は、IFRS の初度適用企業にも関連がある。したがって、これに対応する修正が IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」において提案されている。これらの提案は、いくつかの他の契約上の要素の評価に関する IFRS 第 1 号の既存の要求事項と類似している (IFRS 第 1 号の B8A 項から B8B 項参照)。

2017年4月公表の公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号の修正案)に関する代替的見解

- AV1 カブレック氏は本公開草案の公表に反対票を投じた。カブレック氏は、IASBがIFRS第9号を導入する間に提起された論点に対応する必要があることには全面的に同意するが、IFRS第9号を本公開草案で提案しているように修正する説得力のある理由はないと考えている。具体的には、次のように考えている。
- (a) IFRS第9号における関連する要求事項は明確であり、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する金融資産を純損益を通じて公正価値で測定することは適切である。
 - (b) 本公開草案で扱っている論点は、修正を正当化するほど十分に幅広くはない。
 - (c) IFRS第9号の開発中にこの論点を提起する十分な時間があつたのに、IASBのデュー・プロセスのどの段階でもこの懸念は生じておらず、IFRS第9号を発効日にこれほど近い時期に修正するための説得力のある主張は行われていない。
- AV2 カブレック氏の考えでは、IFRS第9号における関連する要求事項は単純明快で適切である。IFRS第9号を適用すると、合理的な追加の補償を生じる可能性のある期限前償還要素を有する一部の金融資産は、償却原価での測定（又は、その他の包括利益を通じた公正価値での測定（これは純損益において償却原価情報を提供する））に適切であるが、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。カブレック氏は、それらの結果は、IFRS第9号で金融資産の契約上のキャッシュ・フローの評価を支えるために使用されている基本的な融資の取決めの考え方と整合的であると指摘する。金融資産は、融資者が元本及び利息の未払金額よりも少ない期限前償還金額を受け入れることを強制される可能性がある場合には、償却原価では測定されないからである。これとは対照的に、本公開草案では、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する一部の金融資産が償却原価による測定に適切となると提案している。カブレック氏は、このような提案は基本的な融資の取決めと整合しないと考えている。融資者が投資を回収しない形で契約を決済することを強制される可能性があるからである。すなわち、当該金融商品の期限前償還を選択したのは債務者であるのに、融資者が実質的に期限前償還ペナルティを債務者に支払うことを強制される可能性がある。カブレック氏は、契約の早期解約について追加的な補償（上方リスク）と「負の補償」（下方リスク）の両方を生じる可能性のある期限前償還可能な金融資産については、純損益を通じた公正価値が最も適切な会計処理であると考えている。彼は、「負の補償」のリスクは現在の低金利環境では最小限となることが多いかもしれないと認識しているが、長期的にはIFRS第9号は異なる金利環境で適用されることになるため、「負の補償」のリスクがもっと際立つようになる可能性がある」と指摘する。
- AV3 カブレック氏は、期限前償還要素についての「契約の早期解約に対しての合理的な追加の補償」という考え方は、少なくとも2009年以来、IFRS第9号（及び関連するデュー・プロセス文書）に含められてきたと指摘する。IFRS第9号プロジェクトの間に実施された広範なアウトリーチ（寄せられたコメントレターの分析を含む）において受けたフィードバック及びIASBの2009年以降の審議をレビューした際に、彼は、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する金融資産の会計処理の要求事項に関して、懸念が過去に指摘されたという証拠を発見しなかった。したがって、この主題はIFRS第9号が2014年に最終

負の補償を伴う期限前償還要素

確定された際に重大な懸念として指摘されておらず、この論点を現時点（特に、IFRS 第 9 号の発効日にこれほど近い時期）に検討するための説得力のある主張は行われていないと彼は考えている。

- AV4 カブレック氏は、IFRS 解釈指針委員会及び IASB の議論のいくつかにおいて、契約の早期解約に対しての合理的な追加の補償を含んだ期限前償還金額と、契約の早期解約に対しての合理的な「負の補償」を含んだ期限前償還金額に、実効金利法を同様に適用できるという提案があったことに留意している。両方の場合に、期限前償還金額が元本及び利息の未払金額より多くなる場合も少なくなる場合もあるという理由からである。カブレック氏は反対している。このトピックに関しての IASB の過去の決定に関して不明瞭さがあったとしたならば、本公開草案を支持する方にもっと傾いたかもしれないが、IFRS 第 9 号の要求事項は明確であると彼は考えている。IFRS 第 9 号における契約の早期解約に対して合理的な追加の補償という考え方は、明らかに、契約の早期解約を選択した当事者が他方の当事者に補償することを要求される可能性のある状況のみを対象とするものである。契約の早期解約を受け入れることを強制される当事者が実質的に他方の当事者に支払を行うことを要求される可能性がある場合、それは補償ではない。むしろ、このような結果は、契約の早期解約を受け入れることを強制される当事者に補償するのではなく、**ペナルティを課す**ものである。カブレック氏は、「補償」と「ペナルティ」という概念は同じものではなく、実際には反対のものであると考えており、それらについて同じ会計処理を生じる可能性のある修正を提案する理由をほとんど見出せないとしている。
- AV5 カブレック氏は、第 2 の適格要件（期限前償還要素の公正価値が、企業が当該金融資産を当初認識する時点で僅少でなければならない）が有用であり、本公開草案が適用される金融資産の母集団を限定することになるであろうことに同意する。しかし、同じ議論が本公開草案における提案を支持しない理由にもなると考えている。すなわち、範囲がそれほど狭いならば、この修正を行うことの便益も乏しいことになる。
- AV6 カブレック氏は、他の金融資産の中にも、IFRS 第 9 号を適用すると純損益を通じて公正価値で測定することとなるが、IAS 第 39 号を適用していたときには全体が純損益を通じて公正価値で測定されていなかったものがあると指摘する。IASB は、「元本及び利息の支払のみ」という条件を、償却原価測定（公正価値測定ではなく）が適切となる契約上のキャッシュ・フローの種類を含めて、広範に審議した。カブレック氏は、実務において存在する金融資産は多様であることから、単一の契約上の要素のために償却原価での測定に適格でない多くの金融資産があると考えている。本公開草案の限定的範囲と性質を考えて、カブレック氏は、これが例外を求める他の要望の提出への誘いと見られることを非常に懸念している。IFRS 第 9 号は原則ベースの基準であり、規則ベースの例外を求める要望が一つ認められれば、より多くの要望が出てくる可能性が高いとカブレック氏は考えている。